

業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名 魚野川流域下水道堀之内処理区運転監視保守業務
- 2 業務場所 堀之内浄化センター 魚沼市新道島364番地
竜光ポンプ場 魚沼市竜光1958番地
宇賀地ポンプ場 魚沼市下新田12番地2
四日町ポンプ場 魚沼市四日町757番地1
幹線管渠 堀之内幹線
- 3 委託期間 令和6年 4月 1日から
令和9年 3月31日まで
- 4 業務委託料 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料の額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金 別紙 業務委託契約書の条項による。
- 6 その他
この委託業務は一部債務負担行為とし、委託料の一部は令和6年度に支払うものとする。なお、本年度の支払額は金 円とする。

上記の委託業務について委託者 公益財団法人 新潟県下水道公社と受託者は、上記条件のほか別紙業務委託契約書の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証とするため本書を2通作成し、委託者及び受託者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 4月 1日

委託者 新潟市東区下山3丁目680番地
公益財団法人 新潟県下水道公社
理事長 熊倉 健 印

受託者

印